

竹原市役所2階 法務局登記証明コーナー

全国の登記事項証明書等が取得できます！

業務取扱時間

午前11時～午後3時(竹原市役所の閉庁日を除く)



請求できる証明書(手数料)

※全てコンピュータ化されているものに限りません。

不動産	登記事項証明書	600円	※地番/家屋番号が特定できないと請求できません。権利証などをご確認の上、お越してください。
	オンライン請求による上記証明書 登記証明コーナーでの受取	電子 納付	
会社・法人	登記事項証明書	600円	
	代表者事項証明書	600円	
	印鑑証明書	450円	※印鑑カード及び代表者の生年月日の入力が必要です。
	動産譲渡登記概要記録事項証明書	300円	
	債権譲渡登記概要記録事項証明書	300円	
	オンライン請求による上記証明書の 登記証明コーナーでの受取	電子 納付	

(1通が50枚を超える証明書は枚数加算あり。なお、データ量の制限等により取り扱うことができない場合があります。)

手数料は収入印紙で納めていただきます。法務局登記証明コーナーでは、収入印紙の販売をしておりません。

あらかじめ収入印紙の準備をお願いします(オンライン請求による場合を除く。)

最寄りの印紙売りさばき所は、竹原郵便局です。令和7年4月からは竹原市役所内で収入印紙が購入できます。

★法務局登記証明コーナーでは、要約書及び図面の請求はできません。

★法務局登記証明コーナーでは、郵送による請求には対応しておりません。

お問い合わせ

広島法務局東広島支局証明書交付窓口 電話 082-422-2180

注) 法務局登記証明コーナーでは、電話による問い合わせには対応しておりません。

不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」
“広島ご当地モデル”



同じ戸籍を何回も
求められる…

そんなあなたに!

法定相続情報一覧図が便利です。

相続が発生すると、預貯金の払戻し、年金手続、登記申請、相続税の申告、車の名義変更など、手続ごとに戸籍謄本などを提出しなければなりません。

そこで、法定相続人の一覧図を作成し、必要な戸籍謄本などと一緒に法務局に提出すると、その後、法務局が無料で何度でも当該一覧図の写しを交付します。この写しは、上記のような手続において、戸籍謄本などに代わる証明書として扱われます。お問い合わせは、お近くの法務局まで



詳しくはこちら

相続で、もめて
ほしくない…

そんなあなたに!

自筆遺言書を法務局で保管します。

せっかく書いた遺言書も、自分で保管していると、紛失や改ざんのおそれがあります。また、家庭裁判所の検認が必要なため、時間がかかります。

そこで、法務局で自筆の遺言書をお預かりします。

お預かりした遺言書は、裁判所の検認が不要となり、遺言者が亡くなられたときは、遺言者が指定した相続人等に通知されるため、確実で安心です。お問い合わせは、お近くの法務局まで

遺言書
ほかんガルー



詳しくはこちら

相続しても
使わない…

そんなあなたに!

相続した土地を国が引き取ります。

相続しても活用されない土地が「所有者不明土地」の予備軍になっています。

そこで、令和5年4月27日から、相続で取得した土地の所有権を国庫に帰属させる「相続土地国庫帰属制度」が始まりました。

対象となる土地には要件があり、法務局の審査が必要です。

また、審査手数料と管理のための負担金を納付する必要があります。

お問い合わせは、広島法務局(本局)まで



詳しくはこちら

法務局	電話番号
広島法務局 (本局)	082-228-5201(代表) FAX 082-502-0202
可部出張所	082-812-2548
廿日市支局	0829-31-0164
東広島支局	082-422-2338
呉支局	0823-21-9289
尾道支局	0848-23-2882
福山支局	084-923-0102
三次支局	0824-62-2504



各法務局の
詳しい住所などは
こちら



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」
“広島ご当地モデル”